

ワースト・アセス・コンテスト 評価書

事業名	犀川総合開発事業辰巳ダム建設環境影響評価書(1987年)	事業者	石川県土木部
------------	------------------------------	------------	--------

注)辰巳ダムのアセス(1987年)は、多目的ダムとして「建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針」に準拠して実施されたとされている。2004年に位置、規模、洪水調節方式(穴あきダム)等が変更されたが、湛水面積が42haと小さいため、アセス法、県条例の対象にはならないとされた。しかし、石川県はアセス法に準じて2006年にアセスを行ったとしている。以下は、1987年アセスに関するものである。

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか?(Yes・No) NOの場合、
なぜ役に立たないか?どのようにアウズメントだったか?より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
環境項目 影響予測 保全対策	「水質、地形・地質、植物、動物、景観、辰巳用水」の6項目について影響を予測した。 いずれの項目も影響はないとしている。 環境保全目標は達成されるとしている(辰巳用水取水口は付け替える)。	「大気汚染、悪臭、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下」については影響予測がない。 調査が不十分で、影響を予測するためのデータが少なすぎる。影響はないという結論に到る考察がほとんどなされていない。 目標達成の根拠が不十分である。

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか?(Yes・No) NOの場合、

どのような情報が隠されていたか?	当時の状況が不明
------------------	----------

3. 環境影響を評価した項目は適切か?調査は十分だったか?科学的だったか?(Yes・No) NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか?	当時の建設省方針、技術指針でも、アセスは、科学性、適正性が必要であるが、それらを欠いている。
-------------------	--

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか?(Yes・No) NOの場合、

何がどう反映されていなかったか?	評価書に住民意見に関する記述がない。別の文書に、評価書を公開し、住民への説明会を開催したという記録がある。
------------------	---

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか?(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか?	不明
---------------	----

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか?(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか?	不明(関与しなかったと思われる)
---------------	------------------

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか?(Yes・No) NOの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ	アセス実施後、10年以上経過してから工事に取りかかっており、アセスは賞味期限切れ。
--------------------	---

行われるべきだったか？	
-------------	--

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes・No)

当時のアセスは、調査および予測と評価の客観性は不十分である。手続きの一つとして影響はないという結論を示しているだけである。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・アセス手続で十分に住民意見を言える機会があったか？(Yes・No) Noの場合、
- ・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes・No) Yesの場合、具体的にご記入ください。
- ・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

多目的ダムから、位置、規模、洪水調節機能等が変更されており、穴あきダムとして、本体工事は終わり、湛水試験が行われている。ダム建設自体が目的化しており、ダムの必要性はないと思われる。一旦計画されると、目的を変えてまでも実行しようとする無駄な公共事業のひとつである。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

政策決定過程で、ダムの必要性に関する十分な検討が不可欠である。アセスの前に中止の決断が必要である。
